

千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択にかかる基本方針

1 採択の方法

千代田区立学校に設置されている特別支援学級において使用する教科用図書は、「千代田区立小・中・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択事務取扱要綱」第7条に基づき、区立学校の通常の学級において使用する教科用図書を使用するものとし、また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請によるものとする。

2 採択の期間

特別支援学級に在籍する児童・生徒は、その発達状況が多様であることから、領域・教科を合わせた指導を教育課程に取り入れるなどして、児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導を行っている。このため、単年度ごとに児童・生徒の発達段階や学習状況に適した教科用図書を使用できるように採択期間は1年間とする。

3 採択の原則

特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、児童・生徒の障害の種類や程度、能力・特性から判断し、教科により当該学年の検定教科書や文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合、これに替わる適切な一般図書を使用することができる。（学校教育法附則第9条）

- (1) 検定済教科書の当該学年用を使用する。
- (2) 教科により当該学年の使用が適当でない場合は、検定済教科書の下学年用を使用する（中学校で小学校用検定済教科書を使用することも可能）。
- (3) 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）を使用する。
- (4) 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）の下学年用を使用する。
- (5) 学校教育法附則第9条図書（※）を使用する。
- (6) 学校教育法附則第9条図書以外を使用する。ただし、調査研究資料を参考に十分な調査を行い、実態に即した適切な図書であること。

※ 東京都教科用図書選定審議会の答申に基づいて、東京都教育委員会が調査し、特別支援教育教科書として用いる観点から選定された図書（特別支援教育教科書調査研究資料に掲載される一般図書）

4 一般図書を採択する場合の留意事項

- (1) 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- (2) 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でない。
- (3) 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。
- (4) 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- (5) 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

5 教科用図書の選定及び採択について

- (1) 教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、特別支援学級設置校に「教科書選定委員会」を設置し、その委員長は校長とする。
- (2) 校長は、その権限と責任において、学習指導要領の各教科の目標及び児童・生徒の実情等を踏まえ、東京都教育委員会が作成する「特別支援教育用教科書調査研究資料（一般図書）」等を活用し、教科書の調査研究を行い、最も適切な教科書を選定する。
- (3) 校長は、教科書の選定後速やかに、別に定める様式に具体的な選定理由等を明記し、千代田区教育委員会指導課長に報告する。
- (4) 教育委員会は、提出された報告書を精査し、在籍する児童・生徒の実情等に十分配慮し、自らの権限と責任において、適正かつ校正に採択を行う。